

## 令和8年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和8年8月7日（金）

開会 午後 4時00分

閉会 午後 4時15分

場 所 新宿区役所6階 第3委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

|       |         |          |         |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 針 谷 弘 志 | 教育長職務代理者 | 鴨 川 明 子 |
| 委 員   | 古 笛 恵 子 | 委 員      | 年 綱 和 代 |
| 委 員   | 的 場 美規子 |          |         |

### 欠席者

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 津 田 晃 男 |
|-----|---------|

### 説明のため出席した者の職氏名

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 次 長         | 遠 山 竜 多 | 中 央 図 書 館 長 | 稲 川 訓 子 |
| 教 育 調 整 課 長 | 徳 永 創   | 教 育 指 導 課 長 | 波多江 誠   |
| 主 任 指 導 主 事 | 北 中 啓 勝 | 統 括 指 導 主 事 | 池 田 知   |
| 教 育 支 援 課 長 | 菊 地 ゆ み | 統 括 指 導 主 事 | 牧 田 裕 一 |
| 学 校 運 営 課 長 | 高 橋 和 孝 |             |         |

### 書記

|               |         |                   |         |
|---------------|---------|-------------------|---------|
| 教 育 調 整 課 主 査 | 古 市 将 貴 | 教 育 調 整 課 教 管 理 係 | 大 原 颯 人 |
|---------------|---------|-------------------|---------|

## 議事日程

### 議 案

- 日程第1 第31号議案 令和9年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第2 第32号議案 令和9年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第33号議案 令和9年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について
- 日程第4 第34号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 報 告

- 1 新宿区立女神湖高原学園の厨房設備及び1階エントランスの改修工事に伴う休館について（教育支援課長）
- 2 北新宿子ども家庭支援センター等複合施設の受変電設備交換工事に伴う北新宿図書館の臨時休館について（中央図書館長）
- 3 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和8年新宿区教育委員会第8回定例会を開会します。

本日の会議には、津田委員が欠席しておりますが、定足数は満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

---

◎ 第31号議案 令和9年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第32号議案 令和9年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第33号議案 令和9年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

◎ 第34号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第31号議案 令和9年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、  
「日程第2 第32号議案 令和9年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、  
「日程第3 第33号議案 令和9年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、「日程第4 第34号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第31号議案及び日程第2 第32号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第3 第33号議案について説明を受け、審議を行います。最後に、日程第4 第34号議案について説明を受け、審議を行います。  
なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第31号議案及び第32号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第31号議案 令和9年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案は、令和9年度に使用する小学校教科用図書について、引き続き令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、採択の候補となる現行の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされておりまして、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。

令和9年度に使用する小学校教科用図書につきましては、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書について4年目の採択となるものです。

議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第31号議案の提案理由でございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためです。

続きまして、「第32号議案 令和9年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案は、令和9年度に使用する中学校教科用図書について、引き続き令和6年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、採択の候補となる現行の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、第31号議案と同様に、法令の規定により4年間、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、令和9年度に使用する中学校教科用図書につきましては、令和6年度に採択したものと同一の教科用図書について、3年目の採択となるものです。

議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第32号議案の提案理由でございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。初めに、第31号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第33号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第33号議案 令和9年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

初めに、議案の3枚目の裏面と4枚目の裏面を御覧いただければと存じます。

こちらは、文部科学省検定済教科書の採択候補となっております。

区立特別支援学校並びに区立小・中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書については、区立小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされています。こちらの一覧は、区立小・中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

次に、文部科学省著作教科書についてです。

議案の5枚目の裏面と6枚目の裏面を御覧いただければと思います。それぞれ文部科学省著作教科書の一覧でございます。

文部科学省著作教科書とは、文部科学省が著作の名義を有する教科書です。特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級、知的障害者用にはこちらの一覧のとおり、国語、算数、数学、音楽、生活、社会、理科、職業・家庭の教科書がございます。

次に、一般図書についてでございます。

小学校、中学校及び特別支援学校においては、検定済みの教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが、学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学省の定めるところにより、文部科学省の検定を終えた教科用図書または文部科学省が著作名義を有する教科用図書以外の教科用図書を使用することがで

きるとされております。この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが、一般図書でございます。

先ほどの続き、議案の8枚目以降が東京都教育委員会が調査いたしました教科用図書の一覧となっております。

また、議案の最後の2枚が一般図書のうち、拡大教科書の一覧でございます。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省教科書及び一般図書は、毎年度種目ごとに採択することとされております。

文部科学省著作教科書については、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用全てを、一般図書につきましては、東京都教育委員会から出された特別支援教育教科書調査研究資料に記載されていた全ての図書と、第31号議案、第32号議案で採択いただいた教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

採択に当たっては、文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会から、7月13日に教育委員会宛てに報告が出されております。

なお、各学校が使用する一般図書については、各学校に対し、事前に希望調査を行いました。が、東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はありませんでしたので、一般図書調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はございませんでした。

この文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書、及び拡大教科書について検討した結果、その全てについて使用が適当であるとの報告をいただいているところでございます。

では、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第33号議案の提案理由でございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第33号議案について、御意見、御質問がありましたら、願いいいたします。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第34号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を御説明いたします。

まず、議案概要を御覧ください。

本議案は、令和8年9月1日から、現在の公民権行使等休暇に裁判所等への出頭を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

第34号議案を御覧いただき、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

公民権行使等休暇を規定しております第17条につきまして、これまで「公の職務の執行」と規定しておりましたが、「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参考人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改めるものでございます。

そのほか、この改正に伴う規定の整備をしてございます。

次に、附則でございますが、この条例は、令和8年9月1日から施行いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案1ページ目にお戻りいただきまして、第34号議案の提案理由でございます。

公民権行使等休暇に裁判所等への出頭を規定することに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第34号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第34号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第34号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

## に伴う休館について

### ◆ 報告 2 北新宿子ども家庭支援センター等複合施設の受変電設備交換工事に伴う北新宿図書館の臨時休館について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告 1 及び報告 2 について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、新宿区立女神湖高原学園の厨房設備及び 1 階エントランスの改修工事に伴う休館について、御説明いたします。

まず、項番 1 番、工事の実施日（休館日）でございますが、令和 8 年 11 月 1 日の日曜日から令和 8 年 12 月 11 日の金曜日まででございます。

項番 2 番の工事の概要でございますが、1 つ目、厨房設備の給気ファン及び排気ファンの更新工事でございます。それから、1 階部分エントランスの絨毯の張替え工事をさせていただきます。

3 の休館の理由でございますが、厨房内で作業をすることから、食事の提供ができなくなるため。また、一般利用者が受付等で利用される 1 階エントランスに敷いてある絨毯の全面改修工事を行うためでございます。

4 の周知方法でございますが、本日より区公式ホームページ、ヴィレッジ女神湖のホームページへ掲載し、周知を開始させていただきます。また、「広報新宿」は 9 月 15 日号に掲載をさせていただきます。

御報告、以上でございます。

○中央図書館長 北新宿子ども家庭支援センター等複合施設の受変電設備交換工事に伴う北新宿図書館の臨時休館について、御説明させていただきます。

この北新宿図書館は、北新宿子ども家庭支援センターや北新宿生涯学習館などとの複合施設となっております。この建物全体の受変電設備の交換工事に伴い、下記のとおり北新宿図書館を臨時休館するものです。

記書きの項番 1、工事概要でございます。

繰り返しになりますが、北新宿子ども家庭支援センター等複合施設の受変電設備の交換工事でございます。

臨時休館でございますが、令和 8 年 9 月 20 日の日曜日から 9 月 22 日の火曜日までです。

利用者への周知ですが、「広報新宿」8 月 15 日号及び新宿区立図書館ホームページへの掲

載を行います。また、区立図書館全館でのチラシの配布やポスターの掲示を行います。

なお、区議会のほうにつきましては、この子ども家庭支援センターの所管課から情報提供済みでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。初めに、報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

---

### ◆ 報告3 その他

○教育長 次に報告3、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

### ◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 4時15分閉会